

発行者情報

【表紙】

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 【公表書類】 | 発行者情報 |
| 【公表日】 | 2025年3月31日 |
| 【発行者の名称】 | 株式会社ハンズ
(Hands Co., Ltd.) |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 長島 宏 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都渋谷区渋谷一丁目15番8号 |
| 【電話番号】 | 03-5778-9188 |
| 【事務連絡者氏名】 | 専務取締役管理本部長 鈴木 新 |
| 【担当J-Adviserの名称】 | 株式会社日本M&Aセンター |
| 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 竹内 直樹 |
| 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 |
| 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 | https://www.nihon-ma.co.jp/ir/ |
| 【電話番号】 | 03-5220-5454 |
| 【取引所金融商品市場等に関する事項】 | 株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号 |
| 【公表されるホームページのアドレス】 | 株式会社ハンズ
http://www.kkhands.co.jp/
株式会社 東京証券取引所
https://www.jpx.co.jp/ |
- 【投資者に対する注意事項】
1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に

適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 (中間)	第34期 (中間)	第35期 (中間)	第33期	第34期
会計期間	自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日	自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日	自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日	自 2022年 7 月 1 日 至 2023年 6 月30日	自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日
売上高 (千円)	1, 252, 411	1, 323, 105	1, 654, 390	2, 544, 994	2, 774, 952
経常利益 (千円)	50, 822	102, 884	209, 130	135, 067	212, 519
中間(当期)純利益 (千円)	33, 237	67, 286	136, 812	98, 904	150, 276
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000
発行済株式総数 (株)	400, 000	400, 000	400, 000	400, 000	400, 000
純資産額 (千円)	1, 134, 857	1, 247, 811	1, 447, 613	1, 200, 524	1, 330, 801
総資産額 (千円)	1, 513, 388	1, 668, 709	1, 991, 776	1, 606, 055	1, 831, 139
1 株当たり純資産額 (円)	2, 837. 14	3, 119. 53	3, 619. 03	3, 001. 31	3, 327. 00
1 株当たり配当額(うち1 株当たりの中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	50. 00 (—)	50. 00 (—)
1 株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	83. 09	168. 22	342. 03	247. 26	375. 69
潜在株式調整後 1 株当 たり中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	75. 0	74. 8	72. 7	74. 7	72. 7
自己資本利益率 (%)	2. 9	5. 5	9. 8	8. 5	11. 9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	20. 2	13. 3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	137, 312	49, 484	140, 725	166, 895	117, 082
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△5, 722	△ 12, 616	△ 12, 394	△21, 098	△31, 876
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△20, 000	△20, 000	△20, 000	△20, 000	△20, 000
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	687, 477	718, 552	875, 221	701, 684	766, 890
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	63 (408)	67 (454)	72 (541)	67 (428)	72 (493)

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、第 33 期中間会計期間、第 33 期、第 34 期中間会計期間、第 34 期及び第 35 期中間会計期間は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。
5. 第 33 期中間会計期間、第 34 期中間会計期間 及び第 35 期中間会計期間の 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、登録スタッフ）は期中の平均人員を（ ）に外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

（１）提出会社の状況

2024年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
72(541)	34.69	9.40	5,794

セグメントの名称	従業員数(名)
揚重事業	32(380)
リペア事業	10(123)
工事事業	11(38)
全社（共通）	19(0)
合計	72(541)

- （注） 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（契約社員、登録スタッフ）は、平均人員を（ ）に外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の増加が幅広い業界で見受けられ景気は緩やかに回復が進みました。一方、継続的な物価上昇による節約志向の影響や金融資本市場の変動、相次ぐ自然災害などにより依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共投資は堅調に推移し、民間設備投資も持ち直しの動きがみられるものの、建設資材価格の高止まりや人員確保のための賃上げ、労働環境の改善など引き続き注視が必要な状況となっております。また「2025年問題」とも言われている少子・高齢化が進むことにより業界が抱える慢性的な人手不足がより深刻化し、厳しい事業環境が続くと予想されます。

こうした状況の中、当社は、夏季猛暑がスタッフの稼働人数の減少や採用活動などに影響し、適正な人員を現場に配置することができず難航いたしました。

人材確保の困難さを背景に広告媒体中心の採用活動だけでなく、採用専用ホームページや動画コンテンツを充実させるなど、当社の魅力を伝えられるようオウンドメディアを中心とした採用活動にアイデアを重ね、スタッフの増員と定着につなげました。また、大型一括揚重現場の受注確保や取引価格の見直しを進めるとともに、現場採算性の向上や社内管理業務効率化、経費削減にも継続的に取り組んだことにより、売上高、利益とも好調に推移いたしました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,654,390千円（前年同期比25.0%増加）、営業利益は207,457千円（前年同期比104.7%増加）、経常利益は209,130千円（前年同期比103.3%増加）、中間純利益は136,812千円（前年同期比103.3%増加）となりました。

セグメント別の業績の概要は次のとおりです。

＜セグメント別の業績の概要＞

① 揚重事業

揚重事業では、都心部の大規模再開発現場を中心に、郊外や大阪では大阪・関西万博関連の工事など多くの現場が稼働し、地方都市における需要も積極的に受注したことにより好調に推移いたしました。スタッフ人員につきましては、夏季猛暑の影響による稼働人数の減少や、慢性的な人員不足が続きましたが、現場の作業効率向上や受注システムの構築、採用活動の改善も進んだことにより、売上高、利益ともに増加となりました。また、新たに福岡出張所を開設し積極的な受注獲得に努めました。

これらの結果、売上高は1,185,616千円（前年同期比34.3%増加）、セグメント利益は270,229千円（前年同期比76.2%増加）となりました。

② リペア事業

リペア事業では、市場全体で新設住宅着工戸数の減少傾向がありましたが、揚重事業で受注した大規模再開発現場への営業などにより、集合住宅を中心に受注量を確保することができました。一方、採用数を伸ばすことができず人員不足が否めない状況が続きました。採用活動や新規採用者の研修にも注力することにより部分的に労務費が上昇しましたが、昨年より実施した提供する価値に見合う取引価格の見直しにより、堅調に推移しました。

これらの結果、売上高は 319,260 千円（前年同期比 10.0%増加）、セグメント利益は 52,622 千円（前年同期比 6.2%増加）となりました。

③ 工事業

工事業では、業界の動向として脱炭素社会に向けた太陽光の設置工事が増加しており、当社も多くの売上を見込んでおりましたが、戸建て受注はメガソーラ等の現場に比べると工事価格の水準が低く受注に至らない状況となりました。また、着工の有無、工期の変更等の不確定な要素が多く安定した売上を見込むことが困難となり、防振・防音・断熱工事の営業活動に注力し、受注量の獲得に努めました。売上高は前期から微減となりましたが、現場スタッフの適正配置による現場採算性向上や原価低減に継続的に努めたことにより、利益増加につながりました。

これらの結果、売上高は 149,514 千円（前年同期比 0.3%減少）、セグメント利益は 24,873 千円（前年同期比 34.9%増加）となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は875,221千円（前事業年度末比108,330千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は140,725千円となりました。これは主に、税引前中間純利益209,130千円、売上債権の増加額46,389千円、前払費用の減少額8,861千円、仕入債務の減少額181千円、未払金の増加額12,800千円、未払消費税等の増加額9,043千円、預り金の減少額7,359千円、法人税等の支払額45,753千円等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は 12,394 千円となりました。これは主に、定期積金の預入による支出 5,406 千円、無形固定資産の取得による支出 2,776 千円、保険積立金の積立による支出 4,812 千円等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は 20,000 千円となりました。これは、配当金の支払額 20,000 千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

（１）生産実績

当社が営んでいる揚重、リペア、工事の各事業では生産実績を定義することが困難であるため、記載を省略しております。

（２）受注状況

当社は、建築現場において材料・資材の搬入、各種工事の施工、内装材や家具・建具のキズ補修といったサービスを提供しておりますが、受注確定から売上計上までの期間が短期であるため、記載を省略しております。

(3) 売上実績

当社が営んでいる揚重、リペア、工事の各事業では請負形態をとっており、販売実績という定義は実態にそぐわないため、売上高で表示しております。当事業年度における売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	売上高(千円)	前年同期比(%)
揚重事業	1,185,616	34.3
リペア事業	319,260	10.0
工事業	149,514	△0.3
合計	1,654,390	25.0

(注) 最近2中間会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 自 2023年7月1日 至 2023年12月31日		当中間会計期間 自 2024年7月1日 至 2024年12月31日	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円))	割合(%)
三井住友建設(株)	60,034	4.54%	338,599	20.5%
(株)長谷工ナヴィエ	237,237	17.9%	248,935	15.0%

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対

する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

＜J-Adviser 契約上の義務＞

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める 1 年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- (b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i-2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざ

る事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 30.0%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につながる上記の事象は発生していません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

（2）財政状態の分析

当中間会計期間の財政状態につきましては、次のとおりです。

（流動資産）

当中間会計期間における流動資産の残高は、前事業年度末に比べ153,999千円増加し1,842,907千円となりました。この主な変動要因は、現金及び預金の増加113,737千円、売掛金の増加46,389千円及び前払費用の減少8,781千円等によるものです。

（固定資産）

当中間会計期間における固定資産の残高は、前事業年度末に比べ6,638千円増加し、148,869千円となりました。この主な変動要因は、無形固定資産の増加2,174千円及び保険積立金の増加4,812千円等によるものです。

(流動負債)

当中間会計期間における流動負債の残高は、前事業年度末に比べ38,831千円増加し、473,684千円となりました。この主な変動要因は、未払金の増加12,800千円、預り金の減少7,359千円、未払消費税等の増加9,043千円及び未払法人税等の増加26,563千円等によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間における固定負債の残高は、前事業年度末に比べ4,992千円増加し、70,478千円となりました。この主な変動要因は、退職給付引当金の増加1,103千円、役員退職慰労引当金の増加1,625千円及び資産除去債務の増加2,264千円等によるものです。

(純資産の部)

当中間会計期間における純資産の残高は、前事業年度末に比べ116,812千円増加し、1,447,613千円となりました。この主な変動要因は、当中間会計期間の中間純利益の計上による繰越利益剰余金の増加136,812千円、配当金の支払による繰越利益剰余金の減少20,000千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績については、「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりです。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間における経営成績に重要な影響を与える要因については、「4【事業等のリスク】」に記載のとおりです。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間会計期間末現在発行数(2024年12月31日)(株)	公表日現在発行数(2025年3月31日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,600,000	1,200,000	400,000	400,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

区 分	当中間会計期間末現在 (2024年12月31日)	公表日の前月末現在 (2025年2月28日)
新株予約権の数(個)	—	21,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	21,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	3,750 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	自 2027年2月15日 至 2035年1月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 3,750 資本組入額 1,875
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行及び処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- ③ 当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第 287 条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ④ 新株予約権（租税特別措置法第 29 条の 2 の規定を受ける他の新株予約権を含む。）の行使に係る年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の権利行使価額（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項但書及び同項 2 号において定められた権利行使価額をいう。）の合計額が 1,200 万円を超えないこと。
- ⑤ 権利行使により取得する普通株式は、当社が別途指定する証券会社に開設される取得者名義の振替口座簿への記載若しくは記録がされること。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)2. ②で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(注)4. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当初権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年7月1日～ 2024年12月31日	—	400,000	—	10,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社エヌズ	東京都世田谷区代沢1丁目36番27号	212,000	53.00
長島宏	東京都世田谷区	185,900	46.48
長島莉都子	東京都世田谷区	2,000	0.50
マルコー株式会社	東京都江東区新木場1丁目9番6号	100	0.03
計	—	400,000	100.00

(注) 株式会社エヌズは、当社代表取締役社長である長島宏氏の資産管理会社であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 400,000	4,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	400,000	—	—
総株主の議決権	—	4,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2024年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 2024年7月から12月までにおいては、売買実績がないため記載しておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。

- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第 3 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）の中間財務諸表について、有限責任大有監査法人の期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,085,056	1,198,794
売掛金	568,164	614,553
原材料及び貯蔵品	7,218	7,443
前払費用	22,365	13,583
その他	6,198	8,636
貸倒引当金	△95	△103
流動資産合計	1,688,908	1,842,907
固定資産		
有形固定資産		
建物	12,177	14,109
減価償却累計額	△6,203	△6,494
建物（純額）	5,974	7,614
機械及び装置	314	-
減価償却累計額	△314	-
機械及び装置（純額）	0	-
車両運搬具	12,131	12,131
減価償却累計額	△8,429	△9,045
車両運搬具（純額）	3,702	3,085
工具器具備品	5,040	5,040
減価償却累計額	△4,739	△4,814
工具器具備品（純額）	301	225
有形固定資産合計	9,977	10,926
無形固定資産		
ソフトウェア	976	6,152
ソフトウェア仮勘定	5,751	2,750
無形固定資産合計	6,728	8,902
投資その他の資産		
差入保証金	18,732	17,433
長期前払費用	557	477
保険積立金	66,989	71,801
繰延税金資産	38,318	38,318
その他	927	1,009
投資その他の資産合計	125,525	129,040
固定資産合計	142,230	148,869
資産合計	1,831,139	1,991,776

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	13,449	13,267
未払金	222,886	235,687
未払費用	10,152	8,427
前受金	6,770	8,479
預り金	38,067	30,708
未払消費税等	51,722	60,765
未払法人税等	45,753	72,317
賞与引当金	41,769	41,816
資産除去債務	312	-
その他	3,969	2,215
流動負債合計	434,853	473,684
固定負債		
退職給付引当金	32,698	33,801
役員退職慰労引当金	23,683	25,308
資産除去債務	9,103	11,368
固定負債合計	65,485	70,478
負債合計	500,338	544,162
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
利益準備金	2,500	2,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,318,301	1,435,113
利益剰余金合計	1,320,801	1,437,613
株主資本合計	1,330,801	1,447,613
純資産合計	1,330,801	1,447,613
負債純資産合計	1,831,139	1,991,776

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日)	当中間会計期間 (自 2024年 7 月 1 日 至 2024年12月31日)
売上高	1, 323, 105	1, 654, 390
売上原価	1, 028, 291	1, 205, 060
売上総利益	294, 813	449, 330
販売費及び一般管理費	193, 450	241, 873
営業利益	101, 362	207, 457
営業外収益		
受取利息	6	108
受取保険金	－	575
受取家賃	487	250
預り金取崩益	600	596
その他	427	222
営業外収益合計	1, 521	1, 753
営業外費用		
雑損失	－	80
営業外費用合計	－	80
経常利益	102, 884	209, 130
税引前中間純利益	102, 884	209, 130
法人税、住民税及び事業税	35, 598	72, 317
法人税等合計	35, 598	72, 317
中間純利益	67, 286	136, 812

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	102,884	209,130
減価償却費	1,662	1,889
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△9,083	8
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,761	47
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	753	1,103
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	1,625	1,625
受取利息	△6	△108
受取保険金	—	△575
売上債権の増減額 (△は増加)	△28,824	△46,389
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△644	△224
前払費用の増減額 (△は増加)	7,774	8,861
仕入債務の増減額 (△は減少)	7,070	△181
未払金の増減額 (△は減少)	△946	12,800
未払費用の増減額 (△は減少)	△5,192	△1,724
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,331	9,043
前受金の増減額 (△は減少)	2,040	1,708
預り金の増減額 (△は減少)	11,358	△7,359
その他	△6,444	△7,203
小計	82,457	182,451
利息の受取額	5	73
保険金受取による収入	—	3,706
助成金の受入れによる収入	607	247
法人税等の支払額	△33,585	△45,753
営業活動によるキャッシュ・フロー	49,484	140,725
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期積金の預入による支出	△5,401	△5,406
無形固定資産の取得による支出	△2,500	△2,776
敷金及び保証金の差入による支出	△266	△694
敷金及び保証金の回収による収入	364	1,958
保険積立金の積立による支出	△4,812	△4,812
資産除去債務の履行による支出	—	△663
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,616	△12,394
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△20,000	△20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,000	△20,000
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	16,868	108,330
現金及び現金同等物の期首残高	701,684	766,890
現金及び現金同等物の中間期末残高	718,552	875,221

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
役員退職慰労引当金繰入	1,625 千円	1,625 千円
給与手当	63,473 千円	74,901 千円
退職給付費用	445 千円	896 千円
貸倒引当金繰入	△8,998 千円	8 千円
賞与引当金繰入	17,170 千円	20,413 千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	1,031,315 千円	1,198,794 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△312,762	△323,572
現金及び現金同等物	718,552	875,221

(株主資本等関係)

前中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年9月28日 定時株主総会	普通株式	20,000	50.00	2023年6月30日	2023年9月29日

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	20,000	50.00	2024年6月30日	2024年9月30日

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失に関する情報

前中間会計期間（自 2023 年 7 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	中間財務諸表 計上額 (注) 2
	揚重事業	リペア事業	工事事業			
売上高						
外部顧客への売上高	882,955	290,214	149,935	1,323,105	—	1,323,105
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	882,955	290,214	149,935	1,323,105	—	1,323,105
セグメント利益又は 損失 (△)	153,373	49,537	18,440	221,350	△119,988	101,362

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△119,988 千円は、各報告セグメントに配分出来ない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間会計期間（自 2024 年 7 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	中間財務諸表 計上額 (注) 2
	揚重事業	リペア事業	工事事業			
売上高						
外部顧客への売上高	1,185,616	319,260	149,514	1,654,390	—	1,654,390
セグメント間の 内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	1,185,616	319,260	149,514	1,654,390	—	1,654,390
セグメント利益又は 損失 (△)	270,229	52,622	24,873	347,725	△140,268	207,457

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△140,268 千円は、各報告セグメントに配分出来ない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前中間会計期間（自 2023 年 7 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日）

	揚重事業（千円）	リペア事業（千円）	工事事業（千円）	計（千円）
役務提供（労務）	881,253	290,200	149,921	1,321,375
建設資材販売	1,313	—	—	1,313
その他収益	389	13	13	416
外部顧客への売上高	882,955	290,214	149,935	1,323,105

当中間会計期間（自 2024 年 7 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日）

	揚重事業（千円）	リペア事業（千円）	工事事業（千円）	計（千円）
役務提供（労務）	1,185,088	319,242	149,486	1,653,817
その他収益	527	18	27	573
外部顧客への売上高	1,185,616	319,260	149,514	1,654,390

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	当中間会計期間 (自 2024年7月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり中間純利益	168.22円	342.03円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額（千円）	67,286	136,812
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	67,286	136,812
普通株式の期中平均株式数(株)	400,000	400,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、2025 年 1 月 30 日開催の臨時株主総会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社の役職員等に対しストック・オプションとして新株予約権を発行すること、新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任すること並びに取締役及び監査役の金銭報酬の額とは別枠でストック・オプションとし

て新株予約権を割り当てることにつき原案通り承認されましたことを受けて、同日開催の取締役会において募集事項を決定し、2025年2月14日に割当を行っております。

詳細に関しましては、「第5 発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 3 月 26 日

株式会社ハNZ
取締役会 御 中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 鴨田 真一郎
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 桑原 桂子
業 務 執 行 社 員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハNZの2024年7月1日から2025年6月30日までの第35期事業年度の中間会計期間（2024年7月1日から2024年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハNZの2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立

場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上